

「令和 2 年度県立学校教職員人事異動における昇任等の根拠を示す情報・文書」非公開決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 2 年 4 月 20 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 2 年 4 月 5 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和 2 年度県立学校教職員人事異動における愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県立学校に所属する特定の職員 4 名（〇〇→〇〇、〇〇→〇〇、〇〇→〇〇、〇〇→〇〇）（以下「特定職員」という。）の昇任等の根拠を示す情報・文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、請求内容に該当する公文書を作成していないため、令和 2 年 4 月 20 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 4 月 22 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「令和 2 年度県立学校教職員人事異動における特定職員の昇任等の根拠を示す情報・文書」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

(1) 本件公開請求の対象となる公文書の特定及びその不存在について

本件公開請求の文言から、審査請求人は、特定職員が昇任又は転任により令和 2 年 4 月 1 日付け人事異動後の職名（以下「特定の職」という。）に就いたことに関し、疑

問ないし不快の念を抱いていることがわかれた。

このことから、本件公開請求において審査請求人が公開を求めている公文書は、単に人事異動発令を記載した辞令書等ではなく、特定職員が特定の職に昇任等をするこの適否を検討した資料、すなわち、その職に応じた能力や適性等に関して職員個人を具体的に評価した内容が記載された公文書であると判断した。

しかし、人事異動に当たりそのような公文書は作成していないことから、文書不存在を理由とする非公開決定を行ったものである。

(2) 人事異動案の作成について

ア 人事異動案の作成について

人事異動案の作成に当たっては、職員個人の人事評価や所属長の意見を念頭に置き、その人物、職務遂行能力、職務経験等、様々な観点を総合的に考慮した上で昇任等の適否を検討している。検討に当たっては必要に応じて職員の人事評価等を参照しているが、具体的な人事異動案を取りまとめた公文書においては職員の氏名、現在の職名及び異動先の職名等を記載するのみであって、職員個人の人事評価や昇任等をする職への適性を個別具体的に記載しているものではない。

イ 職員の人事評価について

職員の人事評価は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、人事評価の基準及び方法その他必要な事項を定めて行っており、職員ごとに個票を作成して管理している。

当該個票は、日頃の業務遂行における職員の実績や能力に関する評価を行ったものであって、人事異動に当たり当該職員をある職へ昇任等をさせることの適否、例えば〇〇課長に昇任させることが適当であるか等に関する個別具体的な検討や判断について記載した文書ではないため、本件公文書には該当しないものと判断した。

仮に、当該個票を本件公文書として特定したとしても、その内容は職員個人の人事評価に関するものであって、条例第 7 条第 2 項第 1 号（個人に関する情報）及び第 6 号（事務又は事業に関する情報）に規定する非公開情報に該当することは明らかであるため、結局のところ非公開決定とならざるを得ないものである。

3 その他

審査請求人は、「昇任等の根拠なく特定職員は昇任したことになる」、「昇任は無効」等と主張しているが、審査請求の理由とはならない。公文書の公開・非公開の適否を審査する本件審査請求と関係がなく、主張自体失当である。

なお、当該昇任等が愛媛県教育委員会の議決等を経て適正に決定されていることは言うまでもない。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公文書の件名が公文書公開請求書と変わっている。請求書では 4 名の職員名を記載していた。ちゃんと記せ。

- (2) 「公開をしない理由」によれば、昇任等の根拠なく4名の職員は昇任したことになる。ありえない。根拠なく給与の支払いを公金によって当該4名の職員に対して行うことは許されない。公金は愛媛県民が支払う市県民税によっている。明確に説明せよ。
- (3) 根拠が示せない以上、4名の職員の昇任は無効である。会計年度任用職員等、期限付きの最も弱い立場の職員に自ら降任し、人の痛みや心を知れ。
- 以上のことから、本件処分は違法、不当である。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

本件令和2年4月22日付けで審査請求し、その後、その趣旨に基づき、「公正・迅速」に手続きを進めてもらうため、どんなに遅くとも3か月以内には諮問に至るように高校教育課教職員係〇〇、〇〇等に求めてきた（教育長にも電話をした）にも関わらず（他自治体においては1か月以内の諮問等が定められている場合が多い。愛媛県においてはなぜかこの期限について定められておらず、〇〇らはこれを悪用した。）、同職員は諮問のための弁明書作成を7か月も意図的に遅らせた。県民は90日以内に審査請求をしなければならないが、それに対して、7か月も意図的に第三者への諮問を遅らせるなど論外の暴挙である。中村知事の推進する「開かれた県政の推進」という職務命令やそれに基づく条例等に真っ向から反する愚行であり、県は同職員に対しての懲戒免職処分を即座に検討すべきである。

審査請求は「裁判」と進行等が似ているが、「裁判」においては各書面の提出期限が定められ、それに遅れれば、「時機に遅れた提出」として通常受け付けられない。よって今回、審査請求人としては以下のように回答する。

- ①「弁明書」は時機に大幅に遅れており、よって「無効」「失当」であって、審査請求人提出の審査請求書に対する「擬制自白」（審査請求人の主張をすべて認める）が成立済みである。ちなみに無効な弁明書については「読む必要すらない」のであり、審査請求人はこれを「却下」と決定し、これに「目を通すこともなく」受領後ただちに破棄したことも付言しておく。
- ②「口頭による意見陳述」「証拠書類等の提出」の必要性も上記①により、その必要性を認めない。
- ③よって、この反論書をもって、即座に審査会へ諮問すること。
- ④なお、審査請求人は裁判所への「文書提出命令申立」をもって、即座に、強制的に、非開示となった文書の提出を求めることもできることを付言しておく。
- ⑤ほか3件の審査請求についても、同様の反論書を提出するのみであり、「無効な弁明書」は受領後ただちに「目を通さずに」破棄することも付言しておく。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「令和2年度県立学校教職員人事異動における特定職員の昇任等の根拠を示す情報・文書」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、請求内容に該当する公文書を作成していないためであり、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、公開しない旨の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、非公開決定通知書の「公開をしない理由」によれば、昇任等の根拠なく特定職員は昇任したことになり、ありえない等の理由から、本件処分は違法、不当であるとして、その取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書の特定について

本件公開請求において、審査請求人が公開を求めている公文書は、一般的な昇任基準といったものではなく、実施機関が推察したように、単に人事異動発令を記載した辞令書等ではない特定職員が特定の職に昇任等をするものの適否を検討した資料、すなわち、その職に応じた能力や適性等に関して職員個人を具体的に評価した内容が記載された公文書であると解される。

(2) 本件公文書の不存在について

実施機関では、昇任等の適否の検討に当たっては、職員個人の人事評価や所属長の意見を念頭に、職務遂行能力や職務経験等、様々な観点を総合的に考慮しているが、具体的な人事異動案を取りまとめた公文書においては職員の氏名、現在の職名及び異動先の職名等を記載するのみであって、審査請求人が求める職員個人の昇任等をする職への適性を個別具体的に記載しているものではないとの主張は合理性がある。

また、人事異動案の検討に当たっては、実施機関では、職員ごとに業務遂行能力や実績を評価した人事評価の個票を必要に応じて参照しているが、この個票は人事異動に当たり当該職員をある職へ昇任等をさせることの適否に関する個別具体的な検討や判断について記載した文書ではないと認められることから、審査請求人が求める本件公文書には該当しないと判断する。

よって、請求に該当する公文書が存在しないため、公開できないとの処分は妥当である。

(3) 審査請求の理由に関して

実施機関は、審査請求人が掲げる審査請求の理由は、公文書の公開・非公開の適否を審査する本件審査請求と関係がなく失当であると主張するが、この主張に異論はない。

(4) 弁明書の作成について

審査請求人は、反論書において、時機に遅れた弁明書は無効、失当であって、審査請求人が提出した審査請求書に対する擬制自白が成立していると主張している。

弁明書に関して、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会は、実施機関に対し、諮問をしようとするときには行政不服審査法に基づく弁明書及び反論書の写しの提出を求めること、また、愛媛県情報公開条例関係事務取扱要領と愛媛県個人情報保護事務取扱要領において、主務課は、弁明書の写し等を添え審査会に諮問することとなっているが、当該条例や愛媛県情報公開条例には弁明書の提出や諮問までの期間についての定めはない。

一方、行政不服審査法において、実施機関は、相当の期間内に弁明書を作成するものと定められており、相当の期間とは、弁明書を作成するのに必要と考えられる合理的期間と解釈される。

については、本件審査請求において、実施機関は、合理的期間に弁明書を作成したかどうかについて検証する。

まず、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が本国において初めて確認されてから全国的に感染が拡大し、実施機関においては、同年2月以降、県立学校における感染拡大防止対策や休校措置等、新型コロナウイルス感染症への対応に組織を挙げて最優先で取り組む必要に迫られ、このような状況が8月下旬まで続いたということは疑う余地がない。

次に、審査請求人は、実施機関に対し、平成30年度と令和元年度の2箇年間で、公文書公開請求を66件、個人情報開示請求を76件行い、令和2年度も同様に請求を続けており、実施機関はその都度、開示文書の精査等に多大な時間と労力を要してきたことが推察される。

さらに、審査請求人は、〇〇年〇〇月、愛媛県及び愛媛県教育委員会を相手方として、不払給与や慰謝料等の請求を趣旨とする労働審判手続申立て（〇〇年〇〇月取下げ）を行い、続いて〇〇年〇〇月に同様の趣旨で訴訟を提起し、現在も係争中である。このため、実施機関は、当該訴訟に関する開示請求等への対応には一層時間を要し、訴訟への対応にも当然ながら時間を割かれるとともに、本件審査請求は当該訴訟の進行にも関係することから、弁明内容も慎重に検討する必要があると推断される。

以上のことから、社会通念上当該書面を作成することに要する期間を超過しているとは解されるものの、これらの事情を勘案すれば、実施機関は突発的対応への対応とともに、弁明書作成に慎重に対応すべき状態であったことは明白であり、審査請求人が主張するような弁明書の作成を意図的に遅らせたとは認められず、違法、不当とは言えない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月10日	諮問
令和2年12月22日	審査会（第1回審議）
令和3年2月5日	審査会（第2回審議）
令和3年5月18日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	